

日本女子体育大学における公的研究費等の不正防止計画

令和4年9月14日 策定
令和5年7月6日 改正
令和7年6月26日 改正
不正防止計画推進委員会

日本女子体育大学では、公的研究費等の適正な運営・管理のために、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」及び、日本女子体育大学不正防止計画推進委員会規程に基づき、「日本女子体育大学における公的研究費等の不正防止計画」を次の通り策定する。また、この不正防止計画を改定する場合は、不正防止計画推進委員会が行うものとする。

第1節 責任体系の明確化

実施すべき事項	不正が発生する要因	不正防止に向けた取組み及び不正防止計画
責任体系の明確化	責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能しない	責任体系を明文化し、ホームページにて公表する。 ・最高管理責任者 - 学長 ・統括管理責任者 - 副学長（副学長がいない場合は最高管理責任者が任命するもの） ・コンプライアンス推進責任者 - 学部長又は研究科長及び事務局
監事に求められる役割の明確化	監事に求められる役割が不明確	・監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、大学企画会議に意見を述べる。 ・統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、大学企画会議に意見を述べる。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

実施すべき事項	不正が発生する要因	不正防止に向けた取組み及び不正防止計画
コンプライアンス教育・啓発活動の実施	公的研究費等が公的資金であることや適正執行への意識が希薄	・統括管理責任者のもと、コンプライアンス教育・啓発活動に関する実施計画を策定し、四半期ごとに不正防止計画推進委員会の担当委員が実施する。 ・公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育・啓発活動を実施し、不正の具体的事例等や不正発生時の文部科学省の対応、研究者や研究機関に及ぼす影響を周知する。また、教育内容については定期的に点検し、必要な見直しを行う。 ・研究倫理研修を年1回開催する。
ルールの明確化・統一化	学内ルールが不明確で、統一されたルールがない	・「公的研究費予算執行要領」を作成し、教職員専用ポータルサイト（学内専用）に公開して周知する。 ・公的研究費に関する予算執行説明会を開催する。
職務権限の明確化	責任の所在が不明確	公的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、「公的研究費予算執行要領」にて明確に定めて理解を共有する。
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	不正が発生した場合の告発等の手続、調査及び懲戒に関する規程等が未整備あるいは不明確	・告発等の取扱い、調査の手順については、「日本女子体育大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」に基づき行う。 ・懲戒については、「学校法人二階堂学園賞罰規程」及び関係諸規程に基づき行う。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

実施すべき事項	不正が発生する要因	不正防止に向けた取組み及び不正防止計画
不正防止計画の推進を担当する部署の設置	不正防止計画に関する啓発活動が不足	・ 公的研究費等の不正防止計画の推進、コンプライアンス教育・啓発活動の実施、研究者に対する研究倫理教育を行うために、不正防止計画推進委員会を設置する。 ・ 不正防止計画推進委員会は、具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む）を策定、実施し、実施状況を確認する。
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	不正を発生させる要因の把握が不足	・ 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者、不正防止計画推進委員会、事務取扱部署にて協議して、不正防止計画を策定する。 ・ 不正防止計画は、実効性のある内容とし、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に点検し、必要な見直しを行う。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

実施すべき事項	不正が発生する要因	不正防止に向けた取組み及び不正防止計画
物品の発注・検収業務	業者との癒着により、カラ発注・架空取引による預け金が発生	・ 事務取扱部署による発注と納品時の検収を徹底させる。 ・ 無作為抽出により納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認を行い、適切に管理する。 ・ 年度末のかけこみ執行について、注意喚起を行う。
旅費	旅行事実の確認が不十分のため、カラ出張、旅行日程の水増し等の不正が発生	出張届の事前提出、所要旅費の精査（乗車券・搭乗券等の提出・宿泊証明書の提出）、出張の確認等を厳正に実施する。
謝金	形式的な出退勤管理により、カラ謝金が発生	・ 支払の根拠（勤務実態）について、従事者の申告、研究者による確認を徹底させる。 ・ 無作為抽出により従事者と面談をすることにより勤務実態を把握する。

第5節 情報発信・共有化の推進

実施すべき事項	不正が発生する要因	不正防止に向けた取組み及び不正防止計画
情報発信	不正防止の取り組みの情報発信が図られていない	公的研究費等の不正防止への取り組みに関する本学の基本方針等をホームページにて公表する。
相談窓口	公的研究費等の使用・処理に関する相談窓口がない	公的研究費等に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等について、本学内外からの相談を受ける窓口を事務局研究支援課に設置する。
告発窓口	学内外から告発を受ける窓口がない	公的研究費等の不正使用に関する本学内外からの告発を受ける窓口は大学事務局課長職のいずれかを学長が任命する。

第 6 節 モニタリングの在り方

実施すべき事項	不正が発生する要因	不正防止に向けた取組み及び不正防止計画
内部監査の実施	内部監査の意識が薄い	・ 公的研究費等を取り扱う内部監査部門は、その執行・管理体制について監査計画を策定し、定期的に内部監査を実施する。 ・ 毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなどのチェックを一定数実施する。また、公的研究費等の管理体制に不備がないか検証も行う。
不正防止要因の分析と監査計画の立案	運用体制と実態が乖離	・ 内部監査部門は、内部監査の実施にあたり、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を見直し、効率化・適正化を図る。 ・ 内部監査による結果及び指摘に対して、コンプライアンス教育・啓発活動に活用するなど、構成員に対して周知を図り、大学全体として同様のリスクが発生しないように徹底する。